

## 板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール指定管理者候補団体の選定に関する要領

(平成22年6月4日区民文化部長決定)

(平成27年6月3日一部改正)

(令和4年7月12日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール指定管理者候補団体の選定に関する要綱（以下、「選定要綱」という。）に基づく指定管理者候補団体の選定手続き等について、必要な事項を定めることとする。

(公募によらない選定)

第2条 板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール（以下「館」という。）指定管理者の選定においては、東京都板橋区立文化会館条例第15条第1項ただし書き及び東京都板橋区立グリーンホール条例第16条第1項ただし書きの規定に基づき、公募によることなく、指定管理者候補団体を選定する。

2 前項で定める選定にあたり、東京都板橋区立文化会館条例施行規則第14条第1項第4号及び東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則第12条第1項第4号に規定する特別な理由とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 区における地域文化の創造支援を目的に設立され、区の文化施策を補完・代替することのできる団体が、館を管理運営することが効率的かつ合理的であるため。

(2) 地域文化の発掘・創造を担う団体が、区民の文化芸術振興と、館の管理運営を一体的に担うことで、区民の文化及び福祉のより一層の向上が図れるため。

(3) 長年にわたり区と共催事業等を実施した実績があり、区の施策等を十分に理解しているとともに、指定管理業務を担うことのできる組織体制を構築している団体が指定管理者となることで、文化芸術振興及び館の管理運営の確実性が担保されるため。

3 区は、前項各号で定める事由に該当する団体を特定し、公募によらない選定の対象とすることを通知する。

(守秘義務)

第3条 選定要綱第4条に基づき委嘱又は任命された選定委員は選定の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

(第一次審査)

- 第4条 第一次審査は、公募によらない選定の対象とすることにつき区が通知した団体（以下「団体」という。）から提出された書類及び外部専門家による財務状況点検結果（以下、「応募書類等」という。）により選考を行う。
- 2 選定委員は、別表1の選定基準に基づいて応募書類等を審査し、第一次審査に係る審査表（第1号様式）により採点するものとする。
  - 3 選定委員会は、前項に規定する審査表に基づいて審議し、別表1の選定基準を全て満たす場合に、団体を第一次審査通過団体として選出する。
  - 4 選定項目（第一次審査）において、一つでも「×」がある場合は、第一次審査不通過とする。
  - 5 第一次審査の選定会議は、非公開とする。
  - 6 選定委員会は、団体が第一次審査を通過した場合、第二次審査の詳細について通知するものとする。

(第二次審査)

- 第5条 第二次審査に当たっては、団体によるプレゼンテーション及び質疑を行う。
- 2 第二次審査の選定会議は、非公開とする。
  - 3 プレゼンテーション及び質疑は、説明者を含め5名以内で行うこととする。
  - 4 選定委員は、プレゼンテーション及び質疑の内容を考慮し、事業計画書等について、別表2の選定基準に基づいて審査し、第二次審査に係る採点表（第2号様式）により採点するものとする。
  - 5 第二次審査は、各委員あたり100点満点で採点するものとする。
  - 6 プレゼンテーション及び質疑の後、文化・国際交流課は、第二次審査において各選定委員が採点した点数を集計した選定資料（第3号様式）を作成し、最終選定会議を開くものとする。
  - 7 最終選定会議は、前項に規定する選定資料に基づいて審議し、団体に対する各委員の採点の合計が最低基準点を上回った場合、指定管理者候補団体として選定する。なお、満点の6割を最低基準点とする。
  - 8 最終選定会議は非公開とする。

(審査結果の公表等)

- 第6条 選定委員会における審査の結果は公表する。

(庶務)

- 第7条 本要領に関する庶務は、文化・国際交流課が行うものとする。

付則

この要領は、区民文化部長決定の日から施行する。